

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	白銅株式会社
【英訳名】	Hakudo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 哲也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03(6212)2811
【事務連絡者氏名】	管理部長 水野 智史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
【電話番号】	03(6212)2811
【事務連絡者氏名】	管理部長 水野 智史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第77回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

株主総会ならびに取締役会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長にあたるよう、現行定款第14条および第23条を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に、角田 浩司、山田 哲也、山田 光重、古河 潤一および石本 雅敏の各氏を選任するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名（社外取締役を除く）に対し、役員賞与を支給致します。その金額は、金銭について総額60百万円とし、また金銭債権について15百万円以内で取締役会が決定する額を支給するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の監査等委員である取締役1名（社外取締役を除く）に対し、役員賞与を総額6百万円支給するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の設定について月額から年額に変更し、年額600百万円以内（うち社外取締役は年額55百万円以内）に改定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬改定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額の設定について月額から年額に変更し、年額120百万円以内（うち社外取締役は年額70百万円以内）に改定するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入するものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

監査等委員である取締役に対して、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	87,396	213		(注)1	可決 99.60
第2号議案					
角田 浩司	87,075	534	-		可決 99.23
山田 哲也	87,232	377	-		可決 99.41
山田 光重	87,122	487	-	(注)2	可決 99.28
古河 潤一	87,182	427	-		可決 99.35
石本 雅敏	87,283	326	-		可決 99.47
第3号議案	86,764	845	-	(注)3	可決 98.88
第4号議案	80,239	7,370	-	(注)3	可決 91.44
第5号議案	86,719	890	-	(注)3	可決 98.82
第6号議案	86,720	889	-	(注)3	可決 98.83
第7号議案	86,351	1,258	-	(注)3	可決 98.40
第8号議案	84,275	3,330	-	(注)3	可決 96.04

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上